

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

ページ

○平成十八年宮城県告示第九十九号（個人情報保護条例に基づく口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部改正	（県政情報公開室）	一
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	（NPO活動促進室）	一
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	（介護保険室）	一
○介護保険法に基づく指定居宅介護予防サービス事業者の指定	（同）	三
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の変更の届出	（同）	三
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	（同）	五
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の変更の届出	（同）	五
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	（同）	六
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の変更の届出	（同）	六
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	（同）	六
○認証食品の認証	（食産業振興課）	六
○県営土地改良事業換地計画の縦覧	（農村整備課）	七
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	（都市計画課）	七
○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示	（会計課）	七
○土地改良区の定款変更の認可	（東部地方振興事務所）	七
○開発行為に関する工事の完了（三件）	（建築宅地課）	八

○公開口頭審理の開催  
監査委員

○定期監査結果に対する措置の公表  
正 誤

○宮城県公報平成二〇年号外第八号中

九 八 八

告示

○宮城県告示第九百三十号  
平成十八年宮城県告示第九十九号（個人情報保護条例に基づく口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。  
平成二十年九月二十六日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

表毒物劇物取扱者試験の項の次に次のように加える。

宮城県登録販売者試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日から起算して一月間	保健福祉部業務課
------------	-------------	-----------------	----------

○宮城県告示第九百三十一号  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。  
平成二十年九月二十六日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 仙台・みやぎ消費者支援ネット

一 代表者の氏名 小林 達子

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区一番町四丁目十一番一号

三 定款に記載された目的 この法人は、諸種の消費者問題について、消費者、消費者団体、行政機関、研究機関、企業その他の団体ならびに消費者問題の専門家と連携、相互交流を図りながら、消費者の権利・利益の擁護、支援、福祉の増進および消費者教育の推進に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十年九月八日

○宮城県告示第九百三十二号  
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者と

して、次のとおり指定した。

平成二十年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
〇四七〇九〇〇四七三	ジャパンケアサービスハッピー 仙台塩・七ヶ浜・ヘルパ ーステーション 多賀城市大代五丁目十番四 十五号	株式会社ジャパンケアサ ービスグループ	平成二十年 八月一日
〇四七二二〇〇八九八	ジャパンケアサービスハッ ピー 大河原・ヘルパーステ ーション 柴田郡大河原町錦町五番八 号	株式会社ジャパンケアサ ービスグループ	平成二十年 八月一日
〇四七二二〇〇九一四	ジャパンケアサービスハッ ピー 柴田・ヘルパーステー ション 柴田郡柴田町船岡字中島六 十八番地	株式会社ジャパンケアサ ービスグループ	平成二十年 八月一日
〇四七二七〇〇七三三	ジャパンケアサービスハッ ピー 富谷・ヘルパーステー ション 黒川郡富谷町字十八番一 号	株式会社ジャパンケアサ ービスグループ	平成二十年 八月一日
〇四七五三〇一四九五	ジャパンケアサービスハッ ピー 仙台中央・ヘルパース テーション 仙台市若林区三百人町百八 十一 ライオンズマンション 保春院西一〇一号	株式会社ジャパンケアサ ービスグループ	平成二十年 八月一日
〇四七五五〇一八九六	ジャパンケアサービスハッ ピー 仙台北・ヘルパース テーション 仙台市泉区南光台東一丁目 五十二番十八号千葉茂ビル 一〇三号	株式会社ジャパンケアサ ービスグループ	平成二十年 八月一日
〇四七五五〇一九〇四	ジャパンケアサービスハッ ピー 仙台・ヘルパーステー ション 仙台市泉区松森字鹿島五十 三番五十八号	株式会社ジャパンケアサ ービスグループ	平成二十年 八月一日
〇四七一五〇一五九三	訪問介護ひまわり 大崎市古川幸町一丁目六番 八号	有限会社福寿	平成二十年 八月十五日

二 訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
〇四六五五九〇〇九九	ジャパンケアサービスハッ ピー 仙台・訪問看護ステー ション 仙台市泉区松森字鹿島五十 三番五十八号	株式会社ジャパンケアサ ービスグループ	平成二十年 八月一日

三 訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
〇四五二三八〇〇二六	介護老人保健施設グレイス ガーデン 栗原市若柳福岡谷地畑浦三 十五番地	医療法人財団弘慈会	平成二十年 八月十五日

四 通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
〇四七〇三〇〇五二六	ジャパンケアサービスハッ ピー 仙台塩・デイサービスセ ンター 塩竈市錦町五番十七号	株式会社ジャパンケアサ ービスグループ	平成二十年 八月一日
〇四七二二〇〇八〇八	みんなの家きらり 登米市追込字西佐沼百 六十四番	熊谷燃料住設株式会社	平成二十年 八月一日
〇四七一五〇一五七七	デイサービスひまわり 大崎市古川幸町一丁目六番 八号	有限会社福寿	平成二十年 八月一日
〇四七二二〇〇九二二	ジャパンケアサービスハッ ピー 柴田・デイサービスセ ンター 柴田郡柴田町船岡南一丁目 六番地一	株式会社ジャパンケアサ ービスグループ	平成二十年 八月一日
〇四七五五〇一八六二	ジャパンケアサービスハッ ピー 泉東・デイサービスセ ンター 仙台市泉区松森字鹿島五十 三番九号	株式会社ジャパンケアサ ービスグループ	平成二十年 八月一日
〇四七一五〇一五八五	デイサービスひなげしの里 大崎市鹿島台木間塚字念仏 山十九番地二	有限会社ポブラ	平成二十年 八月一日

〇四七二一五〇一六〇一	大杉デイサービス 一 大崎市田尻字北大杉六番地	合同会社サーパス	平成二十年 八月十五日
〇四七五四〇一九九八	中田デイサービスセンター ふれあい 仙台市太白区中田二丁目二 十七番九号	株式会社KKS	平成二十年 八月十五日

五 短期入所生活介護

介護保険事業所番号 〇四七〇三〇〇五三四	事業者の名称及び所在地 ウイズ月見ヶ丘 塩竈市月見ヶ丘六番十号	申請者名 社会福祉法人萩の里	指定年月日 平成二十年 八月十五日
-------------------------	---------------------------------------	-------------------	-------------------------

六 福祉用具貸与

介護保険事業所番号 〇四七五五〇一八七〇	事業者の名称及び所在地 ジャパンケアサービスハッ ピィ仙台・福祉用具貸与事 業所 仙台市泉区松森字鹿島五十 三番九号	申請者名 株式会社ジャパンケアサ ービスグループ	指定年月日 平成二十年 八月一日
-------------------------	---	--------------------------------	------------------------

七 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号 〇四七五五〇一八七〇	事業者の名称及び所在地 ジャパンケアサービスハッ ピィ仙台・福祉用具貸与事 業所 仙台市泉区松森字鹿島五十 三番九号	申請者名 株式会社ジャパンケアサ ービスグループ	指定年月日 平成二十年 八月一日
-------------------------	---	--------------------------------	------------------------

〇宮城県告示第九百三十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
-----------	-------------	------	-------

〇四七〇九〇〇四六五	ジャパンケアサービスハッ ピィ仙塩・七ヶ浜・居宅介 護支援事業所 多賀城市大代五丁目十番四 十五号	株式会社ジャパンケアサ ービスグループ	平成二十年 八月一日
〇四七二二〇〇九〇六	ジャパンケアサービスハッ ピィ大河原・居宅介護支援 事業所 柴田郡大河原町錦町五番八 号	株式会社ジャパンケアサ ービスグループ	平成二十年 八月一日
〇四七二二〇〇九三〇	ジャパンケアサービスハッ ピィ柴田・居宅介護支援事 業所 柴田町船岡字中島六十八番 地	株式会社ジャパンケアサ ービスグループ	平成二十年 八月一日
〇四七二七〇〇七〇七	合同会社なごみ 黒川郡大和町杜の丘四番地 の十一	合同会社なごみ	平成二十年 八月一日
〇四七二七〇〇七一五	ジャパンケアサービスハッ ピィ富谷・居宅介護支援事 業所 黒川郡富谷町富谷字町十八 番一号	株式会社ジャパンケアサ ービスグループ	平成二十年 八月一日
〇四七五三〇一四八七	ジャパンケアサービスハッ ピィ仙台中央・居宅介護支 援事業所 仙台市若林区三百人町百八 十一ライオンズマンション 保春院西一〇一号	株式会社ジャパンケアサ ービスグループ	平成二十年 八月一日
〇四七五三〇一五〇三	バイタルケア若林介護サ ービス 仙台市若林区木ノ下四丁目 八番十五号	株式会社バイタルケア	平成二十年 八月一日
〇四七五五〇一八八八	ジャパンケアサービスハッ ピィ仙台・居宅介護支援事 業所 仙台市泉区南光台東一丁目 五十二番十八号千葉茂ビル 一〇三号	株式会社ジャパンケアサ ービスグループ	平成二十年 八月一日
〇四七五五〇一九二二	けあき居宅介護支援センタ ー 仙台市泉区加茂二丁目五番 地の二	株式会社けあき	平成二十年 八月一日

〇宮城県告示第九百三十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定により、指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十年九月二十六日

二 介護予防訪問看護	〇四七二二〇〇九一四	〇四七二二〇〇八九八	〇四七二二〇〇七三三	〇四七五三〇一四九五	〇四七五五〇一八九六	〇四七五五〇一九〇四	〇四七一五〇一五九三
	事業所の名称及び所在地						
	申請者の名称						
	指定年月日						
	〇四七二二〇〇八八八	〇四七二二〇〇七三三	〇四七二二〇〇七三三	〇四七五三〇一四九五	〇四七五五〇一八九六	〇四七五五〇一九〇四	〇四七一五〇一五九三
	事業所の名称及び所在地						
	申請者の名称						
	指定年月日						
	〇四七二二〇〇九一四	〇四七二二〇〇八九八	〇四七二二〇〇七三三	〇四七五三〇一四九五	〇四七五五〇一八九六	〇四七五五〇一九〇四	〇四七一五〇一五九三
	事業所の名称及び所在地						
申請者の名称	申請者の名称	申請者の名称	申請者の名称	申請者の名称	申請者の名称	申請者の名称	
指定年月日	指定年月日	指定年月日	指定年月日	指定年月日	指定年月日	指定年月日	

宮城県知事 村 井 嘉 浩

四 介護予防短期入所生活介護	〇四六五五九〇〇九九	〇四七二二〇〇八〇八	〇四七二二〇〇九二二	〇四七五五〇一八六二	〇四七二二〇〇八〇八	〇四七二二〇〇八〇八	〇四七二二〇〇八〇八
	事業所の名称及び所在地						
	申請者の名称						
	指定年月日						
	〇四七二二〇〇八〇八	〇四七二二〇〇九二二	〇四七二二〇〇八〇八	〇四七五五〇一八六二	〇四七二二〇〇八〇八	〇四七二二〇〇八〇八	〇四七二二〇〇八〇八
	事業所の名称及び所在地						
	申請者の名称						
	指定年月日						
	〇四七二二〇〇八〇八	〇四七二二〇〇九二二	〇四七二二〇〇八〇八	〇四七五五〇一八六二	〇四七二二〇〇八〇八	〇四七二二〇〇八〇八	〇四七二二〇〇八〇八
	事業所の名称及び所在地						
申請者の名称	申請者の名称	申請者の名称	申請者の名称	申請者の名称	申請者の名称	申請者の名称	
指定年月日	指定年月日	指定年月日	指定年月日	指定年月日	指定年月日	指定年月日	

三  
介護予防通所介護

四  
介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号  
事業所の名称及び所在地  
申請者の名称  
指定年月日

〇四七〇三〇〇五三四	ウイズ月見ヶ丘 塩竈市月見ヶ丘六番十号	社会福祉法人萩の里	平成二十年 八月十五日
五 介護予防福祉用具貸与			
介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称	指定年月日
〇四七五五〇一八七〇	ジャパンケアサービスハッ ピ―仙台・福祉用具貸与事 業所 仙台市泉区松森字鹿島五十 三番九号	株式会社ジャパンケアサ ービスグループ	平成二十年 八月一日

六 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称	指定年月日
〇四七五五〇一八七〇	ジャパンケアサービスハッ ピ―仙台・福祉用具貸与事 業所 仙台市泉区松森字鹿島五十 三番九号	株式会社ジャパンケアサ ービスグループ	平成二十年 八月一日

〇宮城県告示第九百三十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

変更後	〇四七〇二〇一六二五	株式会社ワンハート サービス	石巻市開成一番地三十 五	平成二十年 四月二十四日
変更前			石巻市南中里三丁目十 三番五号マンションオ ーロラニ〇二二号	
二 通所介護	介護保険事業所番号	事業者の名称	事業者の所在地	変更年月日

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業者の所在地	変更年月日
-----------	--------	---------	-------

変更後	〇四七二七〇〇六三一	鶴巢校の家	黒川郡大和町鶴巢下草 字観音堂六十八番地の 一	平成二十年 八月一日
変更前		鶴巢校の家小規模多 機能施設		
変更後	〇四七五二〇二二三二	デイサービスセンタ ードクマサ―東仙 台	仙台市宮城野区東仙台 三丁目三番三十号	平成二十年 八月一日
変更前		デイサービスセンタ ードクマサ―		
変更後	〇四七二二〇〇八〇八	なごみの家きらり みんなの家きらり	登米市迫町佐沼字西佐 沼百六十四番	平成二十年 八月八日
変更前				
六 〇宮城県告示第九百三十六号				
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨届出があった。				
平成二十年九月二十六日				
一 訪問介護		宮城県知事 村 井 嘉 浩		

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	廃止年月日
〇四七二六〇〇五二七	大輪の郷ヘルパーステーシ ョン 宮城県松島町桜渡戸字欠ノ 下五番地九十一	東輝コーポレーション株 式会社	平成二十年 七月三十一日

二 通所リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	廃止年月日
〇四二二二〇六六八	乾医院 柴田郡柴田町槻木下町三丁 目一番二十号	医療法人社団秀成会乾医 院	平成二十年 八月一日

三 短期入所療養介護

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	廃止年月日
〇四二二二〇六六八	乾医院 柴田郡柴田町槻木下町三丁 目一番二十号	医療法人社団秀成会乾医 院	平成二十年 八月一日

○宮城県告示第九百三十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後	〇四七二七〇〇六三二	鶴巣桜の家	黒川郡大和町鶴巣下草 字観音堂六十八番地の 一	平成二十年 八月一日
変更前	〇四七二七〇〇六三二	鶴巣桜の家小規模多 機能施設		

○宮城県告示第九百三十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	〇四七五五〇〇八四九	事業者の名称及び所在地 総合福祉ツクイ仙台泉 仙台市泉区市名坂野蔵二十 五番十号	申請者名 株式会社ツクイ	廃止年月日 平成二十年 八月一日
-----------	------------	---	-----------------	------------------------

○宮城県告示第九百三十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定を辞退する旨届出があった。

平成二十年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	〇四一五一二二八五三	事業者の名称及び所在地 広瀬病院 仙台市青葉区郷六字大森四 番一号	申請者名 医療法人ひろせ会	廃止年月日 平成二十年 九月三十日
-----------	------------	--	------------------	-------------------------

○宮城県告示第九百四十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、指定介護予防サービス事

業者から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後	〇四七〇二〇一六二五	株式会社ワンハート サービス	石巻市開成一番地三十 五 石巻市南中里三丁目十 三番五号マンションオ ーロラ二〇二二号	平成二十年 四月二十四日
変更前				

二 介護予防通所介護

変更後	〇四七二七〇〇六三二	事業者の名称 鶴巣桜の家 機能施設	黒川郡大和町鶴巣下草 字観音堂六十八番地の 一	平成二十年 八月一日
変更前				
変更後	〇四七五二〇二二三二	デイサービスセンタ ードンクマサー東仙 台	仙台市宮城野区東仙台 三丁目三番三十号	平成二十年 八月一日
変更前				
変更後	〇四七二二〇〇八〇八	なごみの家きらり みんなの家きらり	登米市迫町佐沼字西佐 沼百六十四番	平成二十年 八月八日
変更前				

○宮城県告示第九百四十一号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証食品	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
一				

百五十	湯通し塩蔵わかめ	有限会社タツミ食品 代表取締役 遠藤市	有限会社タツミ食品	石巻市北上町十三浜字大指八 九、一
七 百五十	みやぎの 純米酒	宮城ふるさと酒造株 式会社 代表取締役 青沼英	宮城ふるさと酒造株 式会社	大崎市古川馬寄字屋敷二、一

二 認証年月日

平成二十年九月十八日

○宮城県告示第九百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業枝野地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年十月一日から平成二十年十月三十日まで

三 縦覧場所

角田市役所

○宮城県告示第九百四十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

岩沼市第二武隈土地区画整理組合

二 事務所所在地

岩沼市土ヶ崎三丁目八番一号

三 設立認可の年月日

平成六年十二月二十八日

四 変更認可の年月日

平成二十年九月十九日

○宮城県告示第九百四十四号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第九百九十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改める。

別表第三第一号の表商工組合中央金庫の項中

商工組合中央金庫

を

株式会社商工組合中央金庫

に改める。

附 則

この告示は、平成二十年十月一日から施行する。

○宮城県告示第九百四十五号

登米市豊里町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第一項の規定により、平成二十年九月十六日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十年九月二十六日

宮城県東部地方振興事務所

公 告

所 長 和 泉 長 衛

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十年九月二十六日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称  
塩竈市清水沢四丁目六十七番五の一部及び六十七番五十九  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
仙台市宮城野区福室三丁目三十五番十八  
かとう工業株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十年九月二十六日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称  
岩沼市土ヶ崎二丁目十二番六及び十二番十六  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
岩沼市土ヶ崎二丁目十二番十七号  
菅野 源一

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十年九月二十六日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称  
柴田郡柴田町北船岡二丁目四番百五十二及び百五十三の各一部  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
柴田町

人 事 委 員 会

○松島高等学校教諭大友文夫に対する平成十七年四月一日付け転任処分について、第二回口頭審理を

次により行う。

平成二十年九月二十六日

宮 城 県 人 事 委 員 会

一 日時  
平成二十年十月二十八日 午後一時三十分  
二 場所  
仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県庁行政舎 十八階 一八〇二会議室

傍聴券の交付は、審理廷入口において先着二十名に限り交付します。  
なお、傍聴者の入場は、午後一時二十分からとします。

監 査 委 員

○宮城県監査委員第13号  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。  
平成20年9月26日

宮城県監査委員 畠 山 和 純  
宮城県監査委員 袋 正  
宮城県監査委員 遊 佐 勤 左 衛 門  
宮城県監査委員 谷 地 森 涼 子

1 監査委員の報告日  
平成20年8月7日  
2 通知のあった日  
宮城県知事 平成20年9月3日  
3 監査委員の報告内容及び措置の内容  
(1) 多賀城高等学校  
イ 監査委員の報告の内容  
収入証紙の貼付された文書において、不注意な管理により保存期限内に廃棄の事実が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

- ・廃棄した保存期限内の公文書
  - 平成20年度入学者選抜に係る入学願書(収入証紙貼付)
  - ・廃棄枚数 72枚
- 措置の内容
  - 地方機関等文書規程を遵守し文書事務を行うよう、職員に対し指導を徹底した。
  - 再発防止策として、校内で「公文書廃棄事故に係る再発防止のための文書管理の徹底について」を作成し、職員の研修を行った。
  - 他の県立高等学校へは、文書管理の徹底について文書で通知した。特に入試関係文書については、個々の保存年限を後日通知した。
  - また校長会、事務長会等で文書事務の指導を徹底した。

正 誤

○宮城県公報平成二〇年号外第八号(平成二十年三月三十一日付け)中

ページ	段	行	正	誤
五	上	後ろか 511	第三条中	第八条中
一〇	下	一一	別表第八(第三条関係)	別表第八
一四	上	七	別表第九(第三条関係)	別表第九
一四	上	一四	別表第十(第三条関係)	別表第十
一四	下	後ろか 514	介護人派遣受給者取消届	介護派遣受給者取消届
一四	下	後ろか 514	介護人派遣受給者の	介護派遣受給者の
一五	下	後ろか 513	ホ 児童の同居等の届出の受理 (第三十条) ハ 指示及び報告の請求(第三十条の二) ト 在所年齢の延長等の措置(第三十一条)	ヘ 児童の同居等の届出の受理 (第三十条) ト 指示及び報告の請求(第三十条の二) チ 在所年齢の延長等の措置(第三十一条)
一六	上	一	チ 報告の請求及び立入検査並びに改善の勧告及び命令(母子生活支援施設の長に対するもの)	リ 報告の請求及び立入検査並びに改善の勧告及び命令(母子生活支援施設の長に対するもの)

限る。(第四十六条)

リ 自己負担額の徴収(第二十二  
条の規定による助産施設への入  
所措置及び第二十三条の規定  
による母子生活支援施設への入  
所措置に係るものに限る。)(第  
五十六条)

林業振興部長  
別表第三(第三条関係)

限る。(第四十六条)

又 自己負担額の徴収(第二十二  
条の規定による助産施設への入  
所措置及び第二十三条の規定  
による母子生活支援施設への入  
所措置に係るものに限る。)(第  
五十六条)

農業農村整備部長  
別表第三